

届出を要する行為に対する景観形成基準 (対象：太陽光発電設備等の設置)

届出を要する行為をしようとする場合、この基準に適合するとともに、届出を要しない場合であっても周囲の景観と調和するような配慮をお願いします。

行為	事項	基準
太陽光発電設備等の新築、増改築、移転、外観の修繕、模様替又は色彩の変更	建築物の屋根、屋上、外壁などに使用又は設置する場合	①太陽電池のモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色、また低明度かつ低彩度の目立たない物を使用すること。 ②太陽電池のモジュールは、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用すること。 ③勾配屋根に設置する場合は、太陽電池のモジュールの最上部が当該建築物の棟をできるだけ超えないものとし、屋根と一体化に努めること。 ④陸屋根に設置する場合は、太陽電池のモジュールの最上部をできるだけ低くし、又はルーバーなどにより修景を施し建築物と一体化に努めること。 ⑤屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するように配慮すること。 ⑥太陽電池のモジュールのフレームや架台の色彩は、モジュール部分と同等のもの若しくは灰黒系とし、素材は低反射の物を使用するように努めること。 ⑦壁面の配管類や屋外用パワーコンディショナーなどの附属設備は、建築物との一体化に努める又は通りから見えない位置に設置するように努めること。それが困難な場合は、壁面等と同系色にするなど周囲との調和に努めること。

行為	事項	基準
太陽光発電設備等の新築、増改築、移転、外観の修繕、模様替又は色彩の変更	地上に設置する場合(建築物以外に該当するもの)	①太陽電池のモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色、また低明度かつ低彩度の目立たない物を使用すること。 ②太陽電池のモジュールは、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用すること。 ③太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないように努めること。 ④太陽電池のモジュールのフレームや架台の色彩は、モジュール部分と同等のもの若しくは灰黒系とし、素材は低反射の物を使用するように努めること。 ⑤パワーコンディショナーや分電盤、フェンス、引込柱などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。 ⑥歩行者及び周辺の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽等により周囲との調和に努めること。 ⑦優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。

●お問い合わせ先●

甲府市建設部まち開発室都市計画課
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18-1
TEL: 055(237)5814 (ダイヤルイン)

(平成 28 年 4 月)